国際刑事裁判所に関するローマ規程の説明書

外

務

省

次

目

													_						
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		4	3	2	1	10 17	
13 「法なくして刑罰なし」	12 「法なくして犯罪なし」	11 一事不再理	10 受理許容性の問題	9 管轄権の行使	8 管轄権を行使する前提条件	7 時間についての管轄権	6 戦争犯罪	人道に対する犯罪	4 集団殺害犯罪	3 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪	2 裁判所の所在地	1 裁判所	二 規程の内容	4 早期国会承認が求められる理由	3 規程締結により我が国が負うこととなる義務	2 規程締結の意義	1 規程の成立経緯	一 概説	
:		:	:							:		:	:	:		:		•	
					:		:	:											
:					:			:					:						
		:	:	:							:	:			:	:			
:					:				:		:	:	:				:		\ °

兀

四

ΤŪ

四

三 三

 一十八歳未満の者についての管轄権の除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

\odot	三							
参	規	41	40	39	38	37	36	35
考)	規程の実施のための国内措置	この規程の検討	留保	紛争の解決	分担金の額の決定	罰金及び没収に係る措置の実施	拘禁刑の執行における国の役割	免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力 八

1 規程の成立経緯

- (1) に要請する決議を採択したが、その後、 昭和二十三年(千九百四十八年)、国際連合総会は、国際的な刑事法廷を創設するための作業を行うよう国際連合国際法委員会 国際的な刑事法廷の設立に関する作業につき、特段の進展が見られなかった。
- (2)する国際的な関心が高まってきた。こうした動きを受け、 近年、 平成十年(千九百九十八年)七月十七日、この規程がローマにおいて作成された。 旧ユーゴスラビア及びルワンダにおける大量虐殺等の事件の発生を機に、 国際連合の主催により、 欧州を中心として国際的な刑事法廷の設立に対 国際刑事裁判所設立に関する外交会議が開催さ

2 規程締結の意義

の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与するとの見地から有意義であると認められる。 国 |の同裁判所に対する協力等について規定するものである。 この規程は、 国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪について訴追及び処罰を行うため、 我が国がこの規程を締結することは、 常設の国際刑事裁判所の設立、 国際社会における重大な犯罪行為 締約

3 規程締結により我が国が負うこととなる義務

この規程の締結により、 我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、 次のとおりである。

- (1) 国際刑事裁判所への協力(逮捕、引渡し、証拠の提供等)のために国内法の手続が利用可能であることを確保すること。
- (2) すること 法 第七十条に規定する裁判の運営に対する犯罪に関し、 の適用範囲を、 同条に規定する裁判の運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によって行われたものまで拡張 自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の

(3) 締約国として分担金を支払うこと。

4 早期国会承認が求められる理由

際刑事裁判所の活動が本格化してきている。また、平成二十一年(二千九年)には、 この規程は、 平成十四年(二千二年)七月に発効し、これまでに百四箇国が締結しており、昨年には裁判手続が開始される等、 この規程の改正を審議するための検討会議が予 玉

定されている。 国際社会における重大な犯罪行為の撲滅及び予防並びに法の支配の徹底に寄与するとの観点からも、 我が国が、 この

規程を早期に締結することが望ましい。

二 規程の内容

この規程は、 前文、 本文百二十八箇条及び末文から成り、その概要は、 次のとおりである。

1 裁判所 (第一条)

この規程により国際刑事裁判所 (以下「裁判所」という。)を設立する。 裁判所は、 常設機関とし、この規程に定める国際的な関

心事である最も重大な犯罪を行った者に対して管轄権を行使する権限を有し、 及び国家の刑事裁判権を補完する

2 裁判所の所在地 (第三条)

裁判所の所在地は、オランダのハーグとする。裁判所は、この規程の定めるところにより、裁判所が望ましいと認める場合に他の

地で開廷することができる。

- 3 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪 (第五条)
- (1)裁判所は、 この規程に基づき、集団殺害犯罪、 人道に対する犯罪、 戦争犯罪及び侵略犯罪について管轄権を有する。
- 侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、 裁判所は、 この犯罪

について管轄権を行使する。

(2)

4 集団殺害犯罪 (第六条)

この規程の適用上、 「集団殺害犯罪」とは、 国民的、 民族的、 人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、 その集団自体を破

壊する意図をもって行う当該集団の構成員を殺害すること等の行為をいう。

5 人道に対する犯罪 (第七条)

この規程の適用上、 「人道に対する犯罪」とは、 文民たる住民に対する攻撃であって広範又は組織的なものの一部として、そのよ

うな攻撃であると認識しつつ行う殺人、絶滅させる行為、 奴隷化すること、拷問、 人の強制失踪等の行為をいう。

戦争犯罪 (第八条)

6

立された国際法の枠組みにおいて国際的性質を有しない武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反をい 力紛争の場合に適用する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反及び(4) 国際法の枠組みにおいて国際的な武力紛争の際に適用される法規及び慣例に対するその他の著しい違反、 この規程の適用上、 「戦争犯罪」とは、 ①千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為、 (3)国際的性質を有しない武 (2)確立された

7 時間についての管轄権(第十一条)

う。

この規程の締約国となる場合には、 裁 判所は、 この規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を有する。 裁判所は、 この規程が当該国について効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を行使 いずれかの国がこの規程が効力を生じた後に

8 管轄権を行使する前提条件(第十二条)

することができる。

(1)この規程の締約国となる国は、 第五条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権を受諾する。

(2)裁判所は、 次条(3又は一位に規定する場合において、 次の
(a)又は
(b)に掲げる国の
一又は
二以上がこの規程の締約国であるとき又は

(3)の規定に従い裁判所の管轄権を受諾しているときは、 その管轄権を行使することができる

(1) 領域内において問題となる行為が発生した国又は犯罪が船舶内若しくは航空機内で行われた場合の当該船舶若しくは航空機の

登録国(第十二条2 a)

印 犯罪の被害者の国籍国(第十二条2b)

(3)題となる犯罪について裁判所が管轄権を行使することを受諾することができる。受諾した国は、 この規程の締約国でない国が裁判所の管轄権の受諾を求められる場合には、 当該国は、 裁判所書記に対して行う宣言により、 第九部 (国際協力及び司法上の 援 問

助)の規定に従い遅滞なくかつ例外なく裁判所に協力する。

9 管轄権の行使 (第十三条)

裁判所は、 次の場合において、この規程に基づき、 第五条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。

- (1) 締約国がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合(第十三条(a)
- (2)国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検
- 10

検察官がこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合(第十三条(c)

受理許容性の問題 (第十七条)

(3)

察官に付託する場合(第十三条(b)

判所は、 次の場合には、事件を受理しないことを決定する。

- (1) 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって現に捜査され、 又は訴追されている場合。ただし、 当該国にその捜査又は
- (2)訴追を真に行う意思又は能力がない場合は、この限りでない。
- 当該事件がそれについての管轄権を有する国によって既に捜査され、 ただし、 その決定が当該国に訴追を真に行う意思又は能力がないことに起因する場合は、 かつ、当該国が被疑者を訴追しないことを決定している場 この限りでない
- (3)被疑者が訴えの対象となる行為について既に裁判を受けており、かつ、第二十条3の規定(一事不再理について規定)により裁
- (4) 当該事件が裁判所による新たな措置を正当化する十分な重大性を有しない場合
- 11 事不再理(第二十条)

判

所による裁判が認められない場合

裁判の一事不再理について規定する。

法なくして犯罪なし」(第二十二条)

12

ずれの者も、 問題となる行為が当該行為の発生した時において裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を構成しない限り、 この規程

に基づく刑事上の責任を有しない。

13 法なくして刑罰なし」 (第二十三条)

裁判所によって有罪の判決を受けた者については、この規程に従ってのみ処罰することができる。

14 十八歳未満の者についての管轄権の除外 (第二十六条)

裁判所は、 犯罪を実行したとされる時に十八歳未満であった者について管轄権を有しない。

15 公的資格の無関係 (第二十七条)

るものではなく、 は議会の一員、 この規程は、 選出された代表又は政府職員としての公的資格は、いかなる場合にも個人をこの規程に基づく刑事責任から免れさせ 公的資格に基づくいかなる区別もなく、すべての者についてひとしく適用する。特に、元首、 また、それ自体が減刑のための理由を構成するものでもない。 政府の長、 政府若しく

16 指揮官その他の上官の責任 (第二十八条)

ある軍隊が、 の条件が満たされる場合には、 は実質的に軍の指揮官として行動する者は、 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪についての刑事責任であって、この規程に定める他の事由に基づくもののほか、 自己が当該軍隊の管理を適切に行わなかった結果として裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を行ったことについて、 刑事上の責任を有する。 その実質的な指揮及び管理の下にあり、 又は状況に応じて実質的な権限及び管理の下に 軍の指揮官又 次

- (1)によって知っているべきであったこと。 当該指揮官又は当該者が、 当該軍隊が犯罪を行っており若しくは行おうとしていることを知っており、 又はその時における状況
- (2)局に付託するため、 当該指揮官又は当該者が、当該軍隊による犯罪の実行を防止し若しくは抑止し、 自己の権限の範囲内ですべての必要かつ合理的な措置をとることをしなかったこと。 又は捜査及び訴追のために事案を権限のある当
- 17 出訴期限の不適用 (第二十九条)

裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪は、出訴期限の対象とならない。

18 裁判所の構成及び運営(第三十四条から第五十二条まで)

裁判所を構成する裁判所長会議、 上訴裁判部門、 第一審裁判部門、 予審裁判部門、 検察局及び書記局の構成、 運営及び関連する手

続等について規定する。

19 捜査及び訴追 (第五十三条から第六十一条まで)

予審裁判部による逮捕状又は召還状の発付等、捜査及び訴追に関する手続並びに捜査における被疑者の権利等について規定する。

20 公判手続 (第六十二条から第六十九条まで)

第一審裁判部の任務及び権限、公判に関する手続及び被告人の権利等について規定する。

21 裁判の運営に対する犯罪 (第七十条)

(1) 裁判所は、 真実を述べる義務を有するにもかかわらず虚偽の証言を行うこと等、 その裁判の運営に対する犯罪であって故意に行

われたものについて管轄権を有する。

(2)この条の規定に基づく手続に関し、裁判所に対して国際協力を提供する条件は、 被請求国の国内法によって規律される。

(3)締約国は、 自国の捜査上又は司法上の手続の健全性に係る犯罪を処罰する自国の刑事法の適用範囲を、 この条に規定する裁判の

運営に対する犯罪であって自国の領域において又は自国民によって行われたものまで拡張する。

裁判所が適当と認める場合にはその要請により、

訴追のために自国の権限のある当局に事件を付託する

(4)

締約国は、

22 国家の安全保障に関する情報の保護 (第七十二条)

情報又は文書の開示が自国の安全保障上の利益を害し得ると判断する場合等に関する手続について規定する。

23 刑の言渡し (第七十六条)

玉

が、

第 審裁判部は、 有罪判決の場合には、 科すべき適切な刑を検討するものとし、 公判の間に提出された証拠及び述べられた意見で

あって刑に関連するものを考慮する。 刑については、 公開の場で及び可能な限り被告人の在廷の下に言い渡す。

24 適用される刑罰 (第七十七条)

(1) 裁判所は、 第五条に規定する犯罪について有罪の判決を受けた者に対し、 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑又は 犯

!度の重大さ及び当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の拘禁刑のうちいずれかの刑罰を科す

ることができる。

(2) 裁判所は、 拘禁刑のほか、 罰金並びに第五条に規定する犯罪によって直接又は間接に生じた収益、 財産及び資産の没収(ただ

し、善意の第三者の権利を害することのないように行う。)を命ずることができる。

25 上訴及び再審 (第八十一条から第八十五条まで)

上 訴及び再審に関する手続並びに逮捕され、 又は有罪の判決を受けた者に対する補償について規定する。

26 協力を行う一般的義務 (第八十六条)

締 約国は、 この規程に従い、 裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において、 裁判所に対し十分

に協力する。

27 協力の請求についての一般規定(第八十七条)

裁 製判所は、 締約国に対して協力を求める権限を有する。このような請求については、 外交上の経路又は各締約国が批准、 受諾、

承

認又は加入の際に指定する他の適当な経路を通じて送付する。 請求については、 適当な場合には、 国際刑事警察機構又は適当な地

的機関を通じて送付することができる。

28 国内法の手続の確保 (第八十八条)

締 約国は、 自国の国内法の手続がこの部に定めるすべての形態の協力のために利用可能であることを確保する。

29 裁判所への人の引渡し (第八十九条)

人の 逮捕及び引渡しの請求についての締約国の義務、 被請求国と裁判所との間での協議、 引渡しの延期並びに引 渡 しの際 0) 通過護

送について規定する。

30 請求の競合 (第九十条)

裁 (判所からの引渡しの請求と他の国からの犯罪人引渡しの請求が競合する場合について規定する。

31 仮逮捕 (第九十二条)

裁 判 所は、 緊急の場合において、 引渡しを求める者について、 引渡しの請求及びその請求の裏付けとなる文書を提出するまでの

間、仮逮捕の請求を行うことができる。

32 他の形態の協力 (第九十三条)

締 約 玉 は 第九部 (国際協力及び司法上の援助) の規定及び国内法の手続に従い、 人の特定及び人の所在又は物の所在地の 調 査

等、捜査及び訴追に関連する援助の提供についての裁判所による請求に応ずる

33 請求内容の実施の延期 (第九十四条及び第九十五条)

容性についての異議の申立てを審議している場合には、 請求内容を即時に実施することが当該請求内容に係る事件と異なる事件について進行中の捜査又は訴追を妨げ得る場合及び受理 被請求国が裁判所からの請求内容の実施を延期することができることを規定

34 協議 (第九十七条)

する。

締約国は、 第九部 (国際協力及び司法上の援助) の規定に基づく請求であって、 その関係において、 その請求内容の実施を遅ら

又は妨げるおそれのある問題があると認めるものを受けるときは、この事態を解決するために裁判所と遅滞なく協議する。

35 免除の放棄及び引渡しへの同意に関する協力 (第九十八条)

せ、

(1)求めることとなり得る引渡し又は援助についての請求を行うことができない。 裁判所は、 被請求国に対して第三国の人又は財産に係る国家の又は外交上の免除に関する国際法に基づく義務に違反する行動

(2)違反する行動を求めることとなり得る引渡しの請求を行うことができない。 裁判所は、 被請求国に対して派遣国の国民の裁判所への引渡しに当該派遣国の同意を必要とするという国際約束に基づく義務に

36 拘禁刑の執行における国の役割(第百三条)

執行される。 拘禁刑は、 その指定がなされない場合には、 刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に対して明らかにした国の一覧表の中から裁判所が指定する国において 拘禁刑は、 接受国(オランダ)が提供する刑務所において執行される

37 罰金及び没収に係る措置の実施 (第百九条)

(1)締約国は 自 国の 国内法の手続に従い、善意の第三者の権利を害することなく、 裁判所が発する罰金又は没収の命令を執行す

る。

(2) とを命じた収益、 締約国は、 自国が没収の命令を執行することができない場合には、 財産又は資産の価値を回復するための措置をとる。 善意の第三者の権利を害することなく、 裁判所が没収するこ

(3)財産又は不動産若しくは適当な場合にはその他の財産の売却による収益であって裁判所の判決を執行した結果として締約国が

取

得したものは、裁判所に移転される。

38 分担金の額の決定 (第百十七条)

締約国の分担金については、合意する分担率に従って決定する。合意する分担率は、 国際連合がその通常予算のために採択した分

担率を基礎とし、かつ、当該分担率が立脚する原則に従って調整される。

39 紛争の解決 (第百十九条)

裁判所の司法上の任務に関する紛争については、 裁判所の決定によって解決する。その他の二以上の締約国間の紛争であってこの

規程の解釈又は適用に関するもののうち、交渉によってその開始から三箇月以内に解決されないものについては、 締約国会議に付託

する。

40 留保(第百二十条)

この規程には、いかなる留保も付することができない。

41 この規程の検討 (第百二十三条)

国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後七年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。 この規程の検討に

は、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。

三 規程の実施のための国内措置

1 この規程の実施のため、 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案が今次国会に提出されている。

分担金支払義務が生ずるため、予算措置を必要とする。

2

- 作成 平成十年七月十七日 ローマにおいて作成
- 効力発生 平成十四年七月一日
- 3 締約国 平成十九年二月一日現在 百四箇国

ラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セントクリストファー・ネーヴィス、セントビンセント、サモア、サ ア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリシャス、メキシコ、モ フランス、ガボン、ガンビア、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスラ クロアチア、キプロス、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィジー、フィンランド、 ブルンジ、カンボジア、カナダ、中央アフリカ、チャド、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、コスタリカ ス、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ アフガニスタン、アルバニア、アンドラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バルバド ス、タジキスタン、タンザニア、東ティモール、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、英国、ウルグアイ、ベネズエラ、ザンビア ンマリノ、セネガル、セルビア、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイ ンゴル、モンテネグロ、ナミビア、ナウル、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パ ンド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ケニア、大韓民国、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニ